

滋 税 第 5 4 8 号  
平成 25 年(2013 年)10 月 3 日

一般社団法人  
滋賀県自動車整備振興会 会長 様

滋賀県総務部税政課長



災害に係る県税の軽減措置等の広報について（依頼）

平素は、県税事務の運営につきまして格別のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 9 月 15 日から 16 日にかけて台風 18 号により県内に大きな被害が発生いたしました。県では、被災された場合の県税の軽減措置等について県ホームページへの掲載や、軽減措置等の概要リーフレットの配布等により、県民の皆様にお知らせしているところです。

つきましては、貴職におかれましても、この趣旨をご理解いただき、会員各位に対しまして、別添のリーフレットを配布いただきますよう、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

滋賀県総務部 税政課  
課税指導担当 西堀・立岡

TEL : 077-528-3213

FAX : 077-528-4819

E-mail : bg00@pref.shiga.lg.jp

# 災害に係る県税の軽減措置等について

平成 25 年 9 月 滋賀県

本県では、台風等の災害により被害を受けられた場合には、以下のとおり県税の申告・納付等の期限延長、軽減措置、納税の猶予の制度を設けていますのでお知らせします。

## 1 申告・納付等の期限延長

災害により申告・納付等が定められた期限までにできないときは、災害のやんだ日から相当の期間内に申請することにより2ヶ月の範囲で、その期限を延長することができます。

## 2 軽減措置（減免）等

### 軽 減 措 置（減 免）等 の 概 要

個人事業税

① 納税義務者の所有する事業用資産について、被災による損害の金額（保険金、損害賠償金により補てんされる金額を除く。）がその資産の価格の2分の1以上で、前年中の事業の所得の金額が1,000万円以下である場合には、事業所得に応じて減免する制度があります。

事業所得	軽減の割合
750万円以下であるとき	2分の1
750万円をこえるとき	4分の1

② ①に該当するもののほか以外に、納税義務者（控除対象配偶者、扶養親族を含む）の所有する住宅または家財について、被災による損害の金額（保険金、損害賠償金により補てんされる金額を除く。）が当該納税者の総所得の10分の1を超える場合には、総所得金額および損害金額に応じて減免する制度があります。

損害の程度	損害金額が資産の被災直前の総価格の2/3をこえるもの	同左 1/3をこえ 2/3以下のもの	同左 1/3以下のもの
所得別			
総所得金額が320万円以下のもの	当該税額の7/10	当該税額の5/10	当該税額の3/10
総所得金額が320万円をこえるもの	当該税額の5/10	当該税額の3/10	当該税額の1/10

※①②ともに、災害発生年の税額のうち、災害発生後に納期限が到来する税額のみが対象となります。

不動産取得税

① 取得から3ヶ月以内の不動産が滅失・損壊した場合。

不動産取得の日から3ヶ月以内に発生した災害により、当該不動産について著しく価値を減じたことによりその本来の用に供することができず、またはその本来の用に供することが困難であると認められる場合には滅失・損壊した不動産の不動産取得税を減免する制度があります。

【減免額】 当該不動産の価格から被害直後の価格を控除して得た額に税率を乗じて得た額。

② 代替不動産を取得した場合

災害により不動産が滅失し、または損壊した場合において、当該不動産の所有者が災害にあった日から2年以内に当該滅失し、または損壊した不動産に代わるものと認められる不動産を取得した場合には滅失・損壊した不動産の価格に応じて減免する制度があります。

【減免額】 滅失し、または損壊した不動産の価格に税率を乗じて得た額。（不動産の一部が滅失等した場合においては延床面積であん分して不動産の価格を算定）

軽減措置(減免)等の概要									
自動車取得税	<p>① 取得した自動車が震災、風水害、落雷、火災またはこれらに類する災害（当該自動車の取得の日から3月以内に発生したものに限る）により著しく価値を減じた場合には減免する制度があります。</p> <p>② 平成25年台風18号による風水害により滅失または損壊した自動車（被災自動車）に代わる自動車（代替自動車）を災害のあった日から6ヶ月以内に取得したと認められる場合、申請いただくことで代替自動車の自動車取得税を減免できる場合があります。減免を受けられる割合は、被災自動車の被災前日時点の価額に応じて決まります。詳しくは自動車税事務所へお問い合わせください。</p>								
自動車税	<p>① 被災した自動車を廃車する場合。 自動車税は、自動車を廃車（＝抹消登録）することで、その翌月分以降の税額が月割りで還付されます。災害により使用できなくなった自動車については、早めに近畿運輸局滋賀運輸支局で廃車手続きを行ってください。 なお、自動車の所在不明などの事情により廃車ができない場合でも、還付の対象となる場合があります。詳しくは自動車税事務所の窓口までお問合せください。</p> <p>② 被災した自動車を修理して使用する場合 災害により自動車が被害を受け修理が行われた場合は、その修繕費の額（保険金等により補てんされる額を除く）に応じて、修繕の完了した日以後最初に到来する納期にかかる自動車税の一部を減免する制度があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>修繕費</th> <th>減免できる額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万円以上10万円未満</td> <td>年税額の 1/12</td> </tr> <tr> <td>10万円以上20万円未満</td> <td>年税額の 2/12</td> </tr> <tr> <td>20万円以上</td> <td>年税額の 3/12</td> </tr> </tbody> </table>	修繕費	減免できる額	2万円以上10万円未満	年税額の 1/12	10万円以上20万円未満	年税額の 2/12	20万円以上	年税額の 3/12
修繕費	減免できる額								
2万円以上10万円未満	年税額の 1/12								
10万円以上20万円未満	年税額の 2/12								
20万円以上	年税額の 3/12								

### 3 納税の猶予

災害によって県税を一時に納税することができないときは、納税することができないと認められる金額を限度として、原則1年以内の期間に限りその納税が猶予されます。

ただし、やむを得ない事情がある場合は猶予の期間を延長できます。（最長2年まで）

詳しい内容や手続きにつきましては、各県税事務所、自動車税事務所または税政課にお問い合わせください。

#### 【問い合わせ先】

事務所名	電話番号	所在地	所管区域
西部県税事務所	077(522)9805	〒520-0807 大津市松本1-2-1	大津市・高島市
〃 高島納税課	0740(25)8012	〒520-1592 高島市新旭町北畑565	高島市
南部県税事務所	077(567)5406	〒525-8525 草津市草津3-14-75	草津市・守山市・栗東市・野洲市
中部県税事務所	0748(22)7706	〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23	近江八幡市・東近江市・甲賀市 湖南市・日野町・竜王町
〃 甲賀納税課	0748(63)6106	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200	甲賀市・湖南市
東北部県税事務所	0749(65)6606	〒526-0033 長浜市平方町1152-2	彦根市・長浜市・米原市・愛荘町 豊郷町・甲良町・多賀町
〃 湖東納税課	0749(27)2206	〒522-0071 彦根市元町4-1	彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町
自動車税事務所	077(585)7288	〒524-0104 守山市木浜町2298-2	県下全域
総務部税政課	077(528)3213	〒520-8577 大津市京町4-1-1	—